

コンプライアンス行動指針

平成 14 年 12 月

九州電力株式会社

コンプライアンス委員会

社長からのメッセージ

ーコンプライアンス行動指針についてー

当社は、平成10年2月に「九州電力企業行動憲章」を制定するとともに、「中期経営方針」において、目指すべき企業像の一つに「社会から信頼され、認められる企業」を掲げ、また業務の総点検を実施するなど、コンプライアンス経営については、従来から力を注いでまいりました。

しかしながら、昨今の企業不祥事を見ても明らかなように、社会のルールを逸脱した企業行動は、長年に亘り培ってきた信頼を一瞬にして失墜させ、企業の存立をも危うくしかねません。

また、電力市場において競争の激化など、経営環境が大きく変化している中で、当社が、今後も社会から信頼され、選択される企業となるためには、法令遵守の徹底はもとより、従前にも増して、企業倫理に則った公正な事業活動を推進していくことが必要であります。

このため本年10月、「コンプライアンス委員会」を設置し、常に社会の常識・市民の目を通して、自らの業務運営を見直し、正していくような企業風土の一層の醸成を目指すことといたしました。

この一環として、この度、当社のあらゆる業務に関して、役員をはじめ全従業員が、共通して心得ておくべき行動基準等を記載した本行動指針を策定しました。

皆さまにおかれましては、経営の透明性の確保は、情報公開がすべての基本であることを再度認識するとともに、本行動指針の趣旨を十分踏まえ、自らの行動を律し、良き行動を積み重ね、社会との信頼関係を一層強固なものにするよう努めていただきたいと思います。

平成14年12月16日

コンプライアンス委員会委員長
社長 鎌田 迪貞

目 次

第1章 当社の企業理念，九州電力企業行動憲章	1
第2章 なぜ「行動指針」が必要なのか？	3
1 社会の常識とは	3
2 社会から信頼される，誠実・公正な事業運営を！	3
3 迷った時に考える視点と一般的な行動基準	3
4 「コンプライアンス」って何？	4
5 具体的な行動基準の説明は	5
6 「行動指針」遵守のための推進体制	5
第3章 問題となる行為とはどんな行為？	6
1 お客さまとの関係で問題となる行為	6
2 株主，投資家との関係で問題となる行為(商法違反等)	6
3 取引先・競合企業との関係で問題となる行為	7
4 官庁・公務員との関係で問題となる行為	8
5 地域社会との関係で問題となる行為	9
6 反社会的勢力との絶縁に関する問題行為	9
7 従業員と会社との関係で問題となる行為	10
第4章 「行動指針」遵守のための推進体制	11
1 コンプライアンス委員会の設置	11
2 「コンプライアンス相談窓口制度」の導入	11
3 教育・研修の充実	12

第1章 当社の企業理念，九州電力企業行動憲章

企業理念

ヒューマンな九州を創る企業体

当社は，新しい企業づくりの理念をこの言葉にこめるとともに，企業行動の指針として次の3本の柱を定めております。

- 1 九州電力は，
永遠にエネルギーの火を燃やし続けます。

電気を作り，送る，そして情報を運び，環境を整え，文化を生む 人間としての喜びをもたらす事業活動を展開する。

- 2 九州電力は，
地域とスクラムを組み，真に豊かな社会とはなにかを考え，行動します。

九州全土を結ぶ人と物のネットワークをいかし，つねに挑戦する意志をもって，お客さまの真に豊かな生活の実現と地域社会の発展のために全力をつくす。

- 3 九州電力は，
時代の空気を先取りする，ダイナミックな企業風土をつくります。

心のふれあいを大切にする経営姿勢，そして創造性と進取の精神に富んだ行動力により，地域の皆さまから信頼され共感される企業をつくる。

九州電力企業行動憲章

当社は、電気を安定的に供給し、地域社会に貢献するという使命を達成するため、全社一丸となり、強い意志と責任感をもって業務に邁進しております。

また、当社は公益事業としての強い自覚のもとに、誠実かつ公正な事業運営を展開することにより、地域の皆さまとの厚い信頼関係の構築に努めております。

このような事業活動を更に推進するため、ここに「九州電力企業行動憲章」を制定するものであります。

1 電気の安定供給

エネルギー供給の根幹を担う電気事業の使命を自覚し、低廉で良質な電気の安定供給とサービスの向上に努める。

2 安全の確保

電気事業の推進に当たっては、安全意識の高揚に努め、公衆安全及び作業従事者の安全の確保を最優先する。

3 環境保全

地球環境問題、資源のリサイクルなど幅広い視野に立って、事業活動全般にわたり環境保全に取り組む。

4 地域社会への貢献

地域の経済・文化の発展が当社事業の基盤であることを認識し、地域振興支援活動を積極的に推進するとともに、メセナ活動などを展開し、地域社会へ貢献する。

5 コミュニケーション活動

地域のお客さま、株主の皆さまに対し、当社の経営状況について積極的かつ公正な情報の開示を行うとともに、公聴・広報活動を一層充実強化するなど、広く社会とのコミュニケーションを図る。

6 誠実かつ公正な事業活動

人権の尊重と倫理観の涵養に努めるとともに、政治・行政との健全かつ正常な関係を保つなど、誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

7 明朗な企業風土づくりの推進

従業員のゆとりと豊かさを実現し、快適で働きやすい環境を確保するとともに、従業員の人格、個性を尊重する。

8 法令遵守

法令やルールを遵守することはもとより、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力とは断固として対決する。

9 本憲章の精神の徹底

経営トップをはじめ各組織の責任者は、自らの役割として本憲章の精神の徹底に努める。

法令違反その他本憲章に反するような事態が発生した場合は、経営トップ自ら問題解決に当たり、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報公開を行うとともに、権限と責任を明確にしたうえで自らを含めて厳正な処分を行う。

第2章 なぜ「行動指針」が必要なのか？

1 社会の常識とは

社会の常識や市民の目を通して業務運営を見直し正していくために、私たちが知っておくべき判断基準としては、世間の人々の**倫理（道徳）**や**常識**にかなっているかどうか、**誠実**かどうか、**公正**かどうかなど、いろいろな基準があります。

そのようなあらゆる「**規範**」の「**最小律**」（最低限の守るべきルール）を成文化したものが**法律**であるといわれています。

私たちは、**公益事業**としての強い自覚を持ち、**社会の常識**と**市民の目**を常に意識して、**法令違反の行為**を避けることはもとより、**誠実かつ公正な事業運営**を展開することにより、**社会との信頼関係を一層強固なものにする必要があります。**

2 社会から信頼される、誠実・公正な事業運営を！

社会から信頼される、誠実・公正な事業運営を継続するためには、従業員一人一人が、人間として恥ずかしくない行動を積み重ねることが必要です。

もし、それに反する行動を行いそれが発覚すれば、以下のような事態にも発展しかねません。この「**行動指針**」は、全従業員が人間として恥ずかしくない行動を、信念を持って選択するための**拠りどころ**として作成したものです。

不祥事発覚！！

**当社の信用失墜、顧客の喪失、収支悪化、株価下落
最悪の場合、破綻・破産？**

社会から信頼される会社であり続けるため、また、私たち従業員を守るための「**行動指針**」としてよく読み、日々の行動の判断基準として活用してください。

3 迷った時に考える視点と一般的な行動基準

(1) 自分の行動に迷ったときに考える「**視点**」（判断基準）

皆さん、自分の行動に迷ったとき、どうしますか？そのようなときは、以下の二つの「**視点**」で、「はい」と答えられるかどうか、自問自答してみてください。

二つとは、「**個人としての視点**」，「**従業員としての視点**」の二つです。自問自答の結果、明快に「はい」といえないような時や迷う時は、上長や同僚と相談してみてください。

個人としての視点

その判断や行動は、自分の良心に反しませんか？

その判断や行動は、自分の家族や友人に胸を張って見せられますか？

その判断や行動は、善良な市民の行動といえますか？

従業員としての視点

その判断や行動は、当社の企業理念や企業行動憲章に沿っていますか？
その判断や行動は、社外の人や団体との信頼関係を損ないませんか？
その判断や行動は、法令に違反する恐れはありませんか？

(2) 一般的に必要と思われる行動基準

通常、以下の五つの行動基準に基づいて行動すれば、世間の常識や法令を大きく踏み外すことはないと考えられます。

基本的人権の尊重

事業活動や対人関係に関する行動基準の基本は、あらゆる人の生命、人格を自分のそれと同等に尊重する姿勢を持つことです。

法令及び企業倫理の遵守

事業活動全般において、民法、商法、刑法、独禁法、電気事業法などの諸法令を遵守し、業務を公正・誠実に実施することが必要です。

環境保全と国際社会のルール尊重

グローバル化の進む国際社会の中では、地球環境への配慮や国際会計基準の遵守など、海外の法令、文化等の尊重が必要です。

優れた商品やサービスの提供、安全性の確保

事業活動では、優れた商品やサービスを提供することにより、人々の生活に貢献するとともに、何よりも安全性を確保することが必要です。

情報公開の一層の推進

公正な事業活動に徹し、より開かれた経営を目指して、地域社会やお客さまの立場に立った積極的な情報公開を行う必要があります。

4 「コンプライアンス」って何？

「コンプライアンス」という言葉は、英語の Compliance という言葉から来ています。この言葉は、「comply with ~」という形で使われ、「~を遵守する（守る）」という意味です。

~はふつう法律や約束事など、何らかのルールを意味する言葉が入ります。つまり、「法律に従う」とか「約束を守る」とか、社会の中でふつうのひとであれば守ることがあたりまえとされているようなルールに従うという意味で使われている言葉です。このようなルールにも従わないということは、社会一般の人々から強い批判・反発を受けるということが前提になっています。

当社が、中期経営方針の中にコンプライアンス経営という方針を挙げているのは、当社がお客さまや株主など当社を取り巻くあらゆる人々から選択されるためには、そのような人々から批判されるようなことは絶対にしないことが必要と考えているからに他なりません。

それは私たち従業員の一人一人の日々の行動が問われているということです。何を守るべきで、何をしてはいけないのか、私たち皆で考えながら日々行動する必要があるのであります。

5 具体的な行動基準の説明は

私たちは、どのような人々との関係で、私たちの行動基準を考えるべきでしょうか。

この冊子の「第3章 問題となるのはどんな行為？」では、第一に当社にとって接点の多いステークホルダー（お客さま、株主・投資家、取引先・競合企業、官庁・公務員、地域社会）との関係で、それぞれの相手方との関係で考えるべき行動基準を説明しています。

それに加え、次に、反社会的勢力との絶縁に関する行動基準と、従業員と会社との関係で必要となる行動基準について説明しています。

6 「行動指針」遵守のための推進体制

最後に、コンプライアンスのための推進体制を理解していただくために、コンプライアンス委員会の設置や「コンプライアンス相談窓口制度」の内容、教育・研修の充実について記載しています。

この「行動指針」は、当社の各部門・事業所のあらゆる業務に関して一般的、包括的に共通して知っておくべき行動基準や推進体制を記載しており、当社の行動指針の骨格となるものです。

従って、各部門・事業所において、その業務内容や必要性に応じ、その部門・事業所の個別の行動基準や推進体制を盛り込む「個別行動指針」を作成してください。

皆さんの日々の行動について、その判断の拠りどころとしてこの行動指針を参照し、会社の危機を回避するとともに私たち従業員を守るものとして活用していただければ幸いです。

なお、法令及び企業倫理の遵守や誠実・公正な事業運営という視点から、何らかの問題があるのではないかと感じる事例が皆さんの職場にあれば、遠慮なく「コンプライアンス相談窓口」（11ページ参照）にご相談ください。

第3章 問題となる行為とはどんな行為？

1 お客さまとの関係で問題となる行為

(1) 電気の契約の締結・運用に関して問題となる行為

不明確，不公正な契約の締結

電気の契約締結にあたり，不明確な内容の条項や，合理的な理由がないのに片方に一方的に不利な条項を盛り込んで締結すると，後で紛争の原因となったり契約が無効になったりしますので，十分注意する必要があります。

電気供給に関する契約違反など

操作ミスで長時間の供給支障を発生させることや，誤った契約種別の適用や料金の算定誤り，停電時間について誤った連絡を行うことなどでお客さまに損害を与える行為は，お客さまの信頼を失うこととなります。

機密情報や個人情報の漏洩

契約の締結や営業活動の中で得たお客さまの営業上の機密情報や個人情報を安易に扱い，社外に漏らすことは，不正競争防止法などの法令に違反するとともに，お客さまの利益や人権を害しその信頼を失うこととなります。

(2) 電力供給や商品の安全性を損なう行為

電力供給に関して安全性を損なう行為

発電所操業中に事故を発生させたり，電力輸送設備に関して技術基準違反などによる事故を発生させるなど，人の安全性を脅かす事故の発生を避けるよう，最大限の努力が必要です。

商品の安全性を損なう行為

商品販売に関する業務では，その商品の欠陥が原因となって火災事故，人身事故を起こすなど，安全ではない商品を人に提供することは，製造物責任法に基づき多額の賠償責任を負うこととなります。

2 株主，投資家との関係で問題となる行為（商法違反等）

(1) 株主に対する利益供与

当社の株主に対し，その株主の権利の行使に関して何らかの経済上の利益を供与することは，商法で厳しく禁止されており，行えば関係者が刑事

罰を受けるだけでなく、会社の信用を大きく害してしまいます。

(2) インサイダー取引に該当する行為

決算予測の修正情報など会社への投資行為に影響を及ぼすと思われる重要情報を知った従業員等が、その重要情報が公開される前に当社の株式・社債の取引を行うことは、「インサイダー取引」として証券取引法で厳格に禁じられており、もし行えば本人は刑事処罰を受けるうえ、会社の信用を大きく害してしまいます。

(3) 会社経営状況の情報開示に関する違法行為

企業会計原則に違反する粉飾決算など、株主や証券市場に誤った情報を開示する行為は、会社への投資判断を誤らせる危険があり、商法や証券取引法などで厳しく規制されています。

3 取引先・競合企業との関係で問題となる行為

(1) 競合会社や取引先との関係で独禁法に抵触する行為

電力取引に関する独禁法違反行為

新規参入者の参入を妨げることを意図して、電力会社同士で取り決めを行うとか、新規参入者や顧客に対し不当な取引条件を強要することなどは、「適正電力取引指針」に違反し、ひいては独占禁止法に違反し会社の信用を大きく害する行為です。

委託・資材調達などの取引に関する独禁法違反行為

委託や資材調達の取引会社に対し、一方的に不利な取引条件を強要することや、契約先の選定に関し差別的取り扱いを行うなどの行為も、独占禁止法などの競争規制法令に違反します。

広告や景品提供に関する競争規制法令違反行為

商品に関する広告や景品提供に関して、事実と反する過大な表示をするなどの行為は、不当景品・不当表示防止法などの法令で規制されています。

(2) 取引先などとの節度ある付き合いに関する問題行為

贈答、接待に関する行為

取引先の会社などから贈答や接待を行ったり受けたりすることは、ゆ着や不正取引の引き金になりかねません。

特に、資材調達先や関係会社からの贈答は虚礼廃止の観点から固く辞退する必要があります。また、当社と社外との懇親の場を設定する場合は、社会通念上妥当な範囲内で実施することが必要です。

(3) 当社または他社の特許などの知的財産権を損なう行為

当社の知的財産権取得を害するなどの行為

技術開発に関する部署で、他社の特許権、意匠権などの知的財産権に関する最新の情報収集を怠り、当社の権利取得の機会を逸したり、他社の権利を侵害して差し止められるなどの行為は、当社の競争力を損ないます。

当社の知的財産権に関する情報の漏洩

当社の最新の技術情報をうかつに社外に漏らすと、当社の権利取得の前に他社が権利を取得してしまい、当社の競争力を損なってしまいます。

他社の知的財産権に関する情報の漏洩

他社の特許権に関する情報をうかつに社外に漏らしたり、他社の商標や著作物を無断で使用するなど、他社の知的財産権を侵害するとその会社に損害を与え、その会社の信頼を失うこととなります。

(4) 国際取引に関して、外国の法制度や国際取引契約に違反する行為

外国の法規制への違反行為

海外電力事業については、外国の許認可などの法規制に違反すると、事業認可の取り消しなどの重大な事業リスク要因となるので、十分な法制度の調査と慎重な事業展開が是非とも必要です。

国際取引契約の違反行為への注意

海外事業に関する国際取引契約の締結にあたっては、相手方の契約違反を予防するとともに、違反があった場合のリスクの予測、紛争処理方法の確認などを踏まえ、慎重な契約交渉が必要です。

4 官庁・公務員との関係で問題となる行為

(1) 官庁の許認可、届出手続きに関する法令違反

許認可規制の違反行為

許認可事項について、許認可を経ずに勝手に新設工事、増設工事などを行うことは、規制法令の重大な違反であり、官庁と社会からの信頼を失い計り知れない悪影響をもたらします。

虚偽の届出行為

届け出るべき必要があるのに届出を怠ったり、データを改ざんして偽ることも、不公正、不誠実な姿勢を厳しく批判されるので、絶対に避ける必

要があります。

(2) 贈賄，政治資金提供など公務員・政治家への違法行為

公務員に対する刑法違反行為や公務員倫理法違反行為

政治家や公務員に金品を贈る行為は，贈賄罪として処罰されます。また，接待を行うことは，業務との関連性などにより贈賄罪になりますし，関連性がなくても公務員倫理法や官庁の倫理行動基準に違反しないよう注意が必要です。

選挙に関する法令違反行為

政治家や自治体の首長の選挙に関して，会社が寄付を行ったり，当選祝いで金品を贈ったりすることは，政治資金規正法や公職選挙法に違反しますので，対応については十分注意する必要があります。

5 地域社会との関係で問題となる行為

(1) 情報開示に関して問題となる行為

虚偽情報の公開や情報の隠匿

事実と異なる情報やデータを公表したり，発表すべき内容を意図的に隠すことは，当社経営への信頼を決定的に失うことになり，絶対に避けるべきです。

問題のある公表方法

あいまいで判りにくい表現で誤解されたり，他者の権利や感情を害するような妥当でない表現で公表することは，可能な限り避けるべきです。

(2) 環境関係法令に違反する行為

環境保全や廃棄物処理などに関する諸法令に違反することは，厳格に対策を講じ予防するとともに，省エネルギーやリサイクルなどについても，地球環境問題の観点から積極的に取り組む必要があります。

6 反社会的勢力との絶縁に関する問題行為

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に屈服したりゆ着したりすることは，企業の社会的責任に反するとともに，当社事業活動そのものの公正性が疑われます。あいまいな対応は厳に戒めるとともに，ひとりで悩まず，上長に相談しながら，断固たる姿勢で組織的に対応する必要があります。

7 従業員と会社との関係で問題となる行為

(1) 社内の労使関係，職場環境に関して問題となる行為

労働関係法令の違反行為

会社が労働組合の運営に介入するなどの不当労働行為は，組合の公正性，ひいては会社経営の公正性を疑われることとなり是非とも避けるべきです。

労働基準法の違反行為

時間外労働など労働条件に関する法令に違反する行為は，従業員の志気が低下するとともに，会社の遵法意識を疑われ信用を損なう行為です。

セクハラ，待遇差別など職場環境に関して問題となる行為

セクシャル・ハラスメントや男女間の待遇差別など，従業員の人権を侵害したり，事故防止体制の不備から重大な労働災害事故を発生させることは，会社の信用を大きく損なうとともに，従業員の志気の低下を招くこととなります。

(2) 社内規則遵守と私生活の自律に関する問題行為

会計処理，資産管理に関する犯罪行為

会計処理に関する社内ルールに違反して，社外に支出すべき金銭を従業員が着服するとか，会社の物品を持ち帰るなどの行為は，横領罪や背任罪に問われる犯罪です。

社内規則の遵守と私的生活の自律

社内規則の遵守と指揮命令系統の維持は当然のこととして，会社の信用を害するような行為は，私的行動についても避ける必要があります。

第4章 「行動指針」遵守のための推進体制

1 コンプライアンス委員会の設置

企業倫理に則った公正な事業活動及び法令遵守の必要性がますます高まっているため、平成14年10月21日、コンプライアンス委員会を設置しました。

任 務

- ・ コンプライアンス経営に関する方針の決定
- ・ 行動指針の策定
- ・ コンプライアンス経営の推進に係る具体的対策の提言・審議
- ・ コンプライアンス経営の実施状況のモニタリング

構 成

委員長 社長

副委員長 副社長

委員 社外有識者，労働組合代表，経営管理担当取締役，
総務担当取締役，社外取締役

小委員会

コンプライアンス委員会の下に、具体的対応策を検討するコンプライアンス小委員会を設置し、副社長を主査に、社内メンバーで構成します。

2 「コンプライアンス相談窓口制度」の導入

コンプライアンス相談窓口を設置します。(平成15年2月目途)

法令及び企業倫理の遵守や誠実・公正な事業運営という視点から、何らかの問題があるのではないかと感じる事例が皆さんの職場にあれば、遠慮なく相談窓口にご相談ください。

方法は、電話、メール、手紙、ファクス、面談のいずれでも結構です。

秘密は厳守します！

相談者の秘密は厳重に守ります

相談によって不利益を被ることはありません

相談窓口は……

- ・ 迅速に事実関係を把握し、コンプライアンスの視点から問題の存否を判断します。
- ・ 相談事例はすべてトップ層に報告します。
- ・ その後、コンプライアンス委員会などで対策を審議します。
- ・ 相談者に対しては、検討の状況を適宜報告します。

この行動指針の内容そのものについては、総務部法務・株式グループでもお問合せに応じております。

3 教育・研修の充実

目的

- ・ コンプライアンスに関する意識の向上
- ・ 具体的な場面での取るべき行動に関する理解促進

行動指針を周知します

この行動指針について、全従業員を対象とした周知活動を実施します。

コンプライアンス教育を行います

階層別研修、部門別研修などに、コンプライアンスに関する教育を導入します。